

# 医師・看護師・介護職員の大幅増員を 日本医労連増員闘争ニュース

第 188 号

2014 年 2 月 20 日

日本医労連

増員・夜勤改善闘争本部

TEL: 03-3875-5871

## 「特定行為」問題で国会議員に要請

## 「これは問題！」議員室から厚労省に電話



秋元衆議院議員

2月18日、日本医労連の山田委員長と三浦看護対策事務局長は看護師の「特定行為」問題で国会議員要請を行いました。自民党の秋元司衆議院議員は、7日の議員要請行動で東京医労連の仲間の訴えを聞いて「特定行為」問題に関心を持ち、再度、日本医労連からの要請を受けていただきました。

秋元議員は、「看護師の活躍の場が広がるのだから看護師は賛成しているのではないか」、「『特定行為』はすでに看護師がやっていることではないのか」「研修を受けた人がやるのだからいいのでは」など、次々に質問。日本医労連は、これまでの検討会議の資料なども示して、「診療の補助に拡大されれば、医師の具体的な指示があれば一般の看護師も特定行為をすることになること」、「ごくわずかな看護師しかやっていない危険な行為

が特定行為となっており、患者の安全上から問題であること」、「看護師の負担が増大し、離職にもつながる懸念があること」などを一つ一つ説明。秋元議員は、「聞いていたこととは違う」と、その場で厚労省に電話し、「法案は提出されているが、自民党の厚労部会で発言してみる」と約束。引き続きの支援をお願いして要請をおわりました。

「特定行為」問題は、医療・介護一括法案の中に組み込まれていますが、内容が解りにくく、国会議員の中でも理解が得られていません。署名は3月5日の国会行動でも提出します。国会できちんと審議させるためにも、署名を本部に集中してください。



きちんと知らせないと、  
内容がわからない！

### 医療・介護一括法案（法律要綱案から抜粋）

#### 保健師助産師看護師法の一部改正 【平成27年（2015年）10月1日施行】

特定行為（診療の補助であって、看護師が手順書により行う場合には、高度かつ専門的な知識及び技能等が特に必要な行為として厚生労働省令で定めるものをいう。）を手順書により行う看護師は、厚生労働大臣が指定する研修機関において、一定の基準に適合する研修を受けなければならないものとする（第37条の2第1項関係）



## 特定行為を「診療の補助」に

## 拡大する法改正に反対する署名を本部へ！